

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 21.6.17 第 171 回国会第 25 号

6 月 17 日（水）、第 25 回の委員会が開かれました。

## 1 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）

- ・金子国土交通大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、国民）
- （参考人）独立行政法人都市再生機構理事 尾身博武君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 小里泰弘君（自民）

- ・我が国の海難発生状況はどのようなものか。また、本法律案がターゲットとしているのはどのような海難か。
- ・プレジャーボートや漁船の事故が海難全体の 6、7 割を占めている。これらの船舶への何らかの安全対策が必要ではないか。
- ・海上保安庁からの情報提供や勧告は危険防止策として、実効性があるのか。必要な場合には、操船上の指示を行う必要があるのではないか。

### 上田勇君（公明）

- ・海上交通の安全についての現状と本法律案提出の意義について大臣の見解を伺いたい。
- ・海上交通安全法の対象海域を航行する船舶について、船舶自動識別装置（AIS）の搭載状況はどの程度か。また、海難防止のために AIS 搭載が条約や法律で義務付けられていない船舶へも搭載を促進する必要があるのではないか。
- ・規制改革推進のための 3 か年計画（平成 21 年 3 月 31 日再改定）に基づき、（独）都市再生機構（UR）の賃貸住宅団地においても定期借家契約が導入されることとなるが、古い団地の場合、導入にどのような意味があり、借家人及び UR にどのようなメリットがあるのか。

### 高木義明君（民主）

- ・AIS 搭載を義務付けられていない小型船舶などに対して簡易型 AIS を普及させるためには、補正予算を使うなどの国としての財政支援が必要ではないか。
- ・AIS 搭載の義務付けにもかかわらず搭載していない船舶や搭載していてもスイッチを入れていない船舶に対してどのように対応していくのか。また、そうした船舶に対しての罰則規定はあるのか。

- ・本年 4 月に長崎県平戸沖で巻き網漁船「第 11 大栄丸」が沈没した海域では、これまでも同様の海難が発生しているため、原因究明、漁業振興及び人道上的観点から船体の引揚げを行うべきではないか。

### 森本哲生君（民主）

- ・AIS については、機器の不具合や誤った情報の入力などが散見され、海上交通の安全性を阻害する懸念がある。AIS の性能向上、正しい入力方法の周知徹底についてどのように取り組んでいくのか。
- ・簡易型 AIS を普及させるために国が支援をして単価を下げたり、AIS の機能を最大限に活用するため日本が海洋国家としてイニシアティブをとって AIS の入力基準の提案を世界に向けて行っていく必要があると考えるが、これに対する大臣の決意を伺いたい。

### 後藤齋君（民主）

- ・今回、一般法である海上衝突予防法を改正せず、特別法である港則法及び海上交通安全法の改正案を提出した理由は何か。

### 川内博史君（民主）

- ・国連安保理で採択された決議第 1874 号に基づき要請された貨物検査を海上保安庁が、領海内で行うことは可能か。可能な場合の根拠法令は何か。また実施するに当たって問題があるとすれば、どのような問題か。

### 穀田恵二君（共産）

- ・昨年 3 月の明石海峡多重衝突事故に関して、1 年前に貨物船の油濁被害に対しての基金創設を提案したが、これまでどのような検討と取組を行ったか。

- ・ 52 億円の漁業被害に対して被害補償はわずかしかなかない。船主責任条約に基づく制限があるために十分な補償がなされないのではないか。被害を受けた漁民に対して、被害補償と経営支援に取り組むべきではないか。
- ・ 今回の法律案によって、明石海峡多重衝突事故のような海難を防げるようになるのか。

2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件（内閣提出、承認第 2 号）

- ・ 金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。